

かつてニシン漁で栄えた、ニシン番屋で漁師メシを堪能♪  
地元食材などの買い出しも体験いただけます！  
今もニシン番屋に居住されている4代目当主との交流も♪

# るもい 真冬の番屋DE 漁師メシ体験

日帰り 旭川発着

留萌到着後は、地元の方々御用達の「駅前市場」にて、  
鮮魚店や精肉店を見学&買い出しを行い、  
漁師メシ会場の三ツシ番屋(関家番屋)へ！  
地元の網元(漁業関係者)のレクチャーを受けながら、  
海の幸を中心に、漁師メシを堪能していただけます♪  
4代目当主からの三ツシ漁で栄えた当時のお話なども、  
お楽しみください…!!

【お申し込みはこちらから】

<http://takarajima-travel.com>

宝島旅

検索

2018年

日程 **2月18日(日)**

※添乗員は同行しませんが、係員が全行程に同行します。

お一人様

旅行代金 **4,000円**

◎旅行代金に含まれるもの  
移動に係る交通費(移動手段:タクシーまたはジャンボ  
タクシー)、食事(昼1)、  
体験プログラム費(関家番屋プログラム等)

2018年

募集締切 **2月16日(金) 17:00迄**

最少催行人員 **2名~(定員8名)**

(定員になり次第、締め切らせていただきます。)

訪問先 **留萌市**

参加対象 **どなたでもご参加いただけます。**

※お子様をご参加される場合はご相談ください。

## 行程表

### 2月18日(日)

- 8:30 JR旭川駅前 集合・出発
- 11:00 留萌到着、駅前市場(長田鮮魚店、白鳥精肉店等)  
見学・買い出し
- 12:00 関家番屋で漁師めし・番屋見学  
※案内役: 相馬龍平氏による食材の解説  
鱈番屋の歴史、案内  
海岸沿いドライブしながら留萌市街地へ
- 15:00 お勝手屋前・田中青果立ち寄り
- 16:00 留萌出発
- 18:30 JR旭川駅前到着・解散

※荒天や道路交通状況により、行程の変更や中止が生じる  
場合があります。詳細はお申し込み時にご案内いたします。



企画に関するお問い合わせ **株式会社コササル Tel0164-42-3871**

所在地: 留萌市船場町2丁目 JR留萌駅2階(株式会社エフエムもえる内)

本ツアーに関する書類等をこちらより送付させていただく場合があります。予めご了承ください。

○モニターツアー: 北海道留萌振興局 西蝦夷(えぞ)300年 新交流時代創造事業(Step2)

○受託事業者/体験プレイヤー: 株式会社コササル

裏面も  
ご確認ください

# 株北海道宝島旅行社 旅行条件(抜粋)(お申し込み前に必ずお読みください)

1. この旅行は、株北海道宝島旅行社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する事業型企画旅行で、お申し込みのお客様は、当社と事業型企画旅行契約(以下、「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

2. この書面は、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5の規定により交付する契約書面の一部になります。

## 3. お申し込み方法と旅行契約の成立・旅行代金のお支払い

(1) 各来店にてお申し込みの場合、所定の申込書と申込金のお支払いが必要です。当社が申込金を受理した時に旅行契約は成立します。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは運送料のそれぞれ一部として取り扱います。  
(2) 電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段にてお申し込みの場合、当社が予約の承諾をした日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。期間内にお申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。旅行契約は、当社の承諾とお申込金の受理をもって成立します。残金は、旅行開始日にお支払いいただきます。

## (3) 通信契約による旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社からは、当社が提携するクレジットカード会社のカード会員より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」)を条件に旅行の申し込みを受ける場合があります。この場合には、会員はお申し込みとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。通信契約は当社が契約の締結を承認する旨の通知を発した時に成立します。

## 4. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金 (2) 旅行日程に明示した宿泊代金及び税・サービス料 (3) 旅行日程に明示した観光施設の入場料、ガイド料並びに食事代金及び税・サービス料  
なお、お客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはありません。

## 5. 旅行代金に含まれないもの

前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。  
(1) 各地から出発地までの交通費 (2) オプション体験の追加料金

## 6. お申し込み条件

健康を害している方、身に障害のある方はその旨申し出ください。団体行動に支障をきたすと当社が判断したときは、お申し込みをお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただきます。旅行の参加に際して特別な配慮を必要とするお客様は契約の申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担になります。

## 7. 最終日程表

確定した運送・宿泊機関名等が記載された最終日程表(確定書面)は遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申し込みがあった場合は、旅行開始日に交付することがあります。なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況について説明します。

## 8. 旅行契約内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの中止、官公署の命令、当社の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、旅行契約の内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。  
(2) 著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超過して利用する運送機関の運賃・料金の改訂があった場合は、改訂の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は、運賃・料金の減少額だけ旅行代金の額を減額します。

## 9. お客様の代替

お客様は、当社の承諾を得て手数料をお支払いいただくことにより契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

## 10. 取消料(お客様による旅行契約の解除)

(1) お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、取消料のご連絡は当社の営業時間内にお受けいたします。

期日	契約解除の日	取消料(お一人様)
	21日前まで	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	20日目を以て8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
	7日目を以て2日目に当たる日まで	旅行代金の30%
	前日	旅行代金の40%
	旅行当日	旅行代金の50%
	旅行開始後の解除及び無連絡不参加	旅行代金の100%

## 個人情報取扱について

当社及び販売店は、旅行申し込みの際に提出された個人情報について、お客様との間に連絡させていただくほか、お客様がお申し込みにおいて運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。

(2) 次の場合は取消料はいただきません。

- ① 旅行契約内容に変更補償金の支払い対象になる変更その他の重要な変更があったとき。
- ② 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改訂によって旅行代金が増額されたとき。
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ④ 当社が最終日程表を旅行開始日の前日までに交付しなかったとき。
- ⑤ 当社の責に帰すべき事由により当社の日程どりの実施が不可能になったとき。

## 11. 当社による旅行契約の解除—旅行開始前の解除

旅行契約成立後であっても、次の場合、当社は旅行契約を解除することがあります。  
(1) お客様があらかじめ明示した性別、年齢、資格等の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

- (2) お客様から所定の期日までに旅行代金のお支払いがないとき、この場合、お客様が当該期日の旅行契約を解除したものと見做し、取消料に相当する額の運送料をお支払いいただきます。
- (3) お客様が病状、必要な介護者の不在など当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- (4) お客様が他のお客様に迷惑をおよぼすことがあるとき。
- (5) 天災地変等の当社の関与できない事由により旅行の実施が不可能なとき。
- (6) お客様が旅行契約に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

## 12. 当社による旅行契約の解除—旅行開始後の解除

- (1) 旅行開始後であっても、次の場合、当社は旅行契約を解除する場合があります。  
(1) お客様が病状、必要な介護者の不在などにより当該旅行の継続に耐えられないとき。  
(2) お客様が他のお客様に迷惑をおよぼしたとき。  
(3) 天災地変等の当社の関与できない事由により旅行の継続が不可能なとき。
- (2) この場合は、旅行契約解除後の旅行サービスについて取消料、運送料を差し引いて払い戻します。

## 13. 旅行代金の払戻し 旅行代金の払戻期日は、次の通りです。

旅行開始前の解除の場合・・・解除の翌日から起算して7日以内  
旅行代金の減額又は旅行開始後の解除の場合・・・契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内

## 14. 団体・グループ契約

当社は団体・グループを構成するお客様の代表として契約責任者から旅行申し込みがあった場合、お客様の契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を提出していただきます。

15. 旅行管理等 当社は安全で円滑な旅行の実施に努めます。お客様は、団体行動中、当社の指示に従っていただきます。

16. 保護措置 当社は、旅行中、お客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合、これが当社の責に帰すべきものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担になります。

## 17. 当社の責任

当社は、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内(手荷物の場合は、14日以内)に当社に通知があったときに限ります。手荷物の賠償限度額は、当社の故意又は重大な過失がある場合を除きお一人様15万円を限度とします。

## 18. お客様の責任

(1) 当社は、お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客様からの損害の賠償を申し受けます。  
(2) お客様は、旅行開始後において、本書面に記載された旅行サービスを提供されたことと認識された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一本書面と異なる旅行サービスを提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 19. 特別保証

当社は、当社の責任が生ずるか否を問わず、旅行業約款(事業型企画旅行契約の部)別紙の特別保証規定で定めるところにより、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

## 20. 旅程保証

(1) 旅行日程に掲げる変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置)が行われた場合は、旅行代金に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。

(2) 変更補償金の額は、お客様お一人に対し、一事業型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。又、変更補償金の額が1,000円未満の場合は支払いません。

21. 旅行条件の基準日 本旅行条件の基準日は、2016年8月1日現在になります。

22. その他 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

## 旅行企画・実施

<北海道知事登録第2-597号> <全国旅行業協会正会員>

# 株式会社 北海道宝島旅行社

札幌市中央区南2条東2丁目8-1 大都ビル9階

電話011-252-2114 Fax:011-252-2117

営業時間:09:00~18:00(正月を除き年内無休)

E-mail:support@takarajima-travel.com

http://www.takarajima-travel.com

総合旅行業務取扱管理者:大和 寛

総合旅行業務管理者とは、お客様の旅行を扱う旅行会社・営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に不明な点があれば、ご連絡ください。